

林業・木材産業循環成長対策
変更事業構想

北 海 道

1 地域の概要

本道では、道内の二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を2013年度と比べ2030年度までに48%削減、2050年までに実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、森林による二酸化炭素の吸収に対する期待が高まる一方で、全国を上回るスピードで人口減少や高齢化が進み、森林づくりを担う人材確保の重要性が増している。また、輸入材価格の高騰や輸入量の減少に伴い、道産建築材の需要が急激に高まるなど、林業・木材産業を取り巻く情勢は大きく変化している。

本道の森林面積は、令和4年4月1日現在554万haで、北海道の土地面積（北方領土を除く）の71%、全国の森林面積に占める割合は22%となっている。所管別では、国有林が55%、次いで私有林等が28%、道有林が11%、市町村有林が6%となっており、国有林や道有林等の公的機関の所有する森林の割合が高くなっている。

林種別では、天然林が69%、次いでトドマツ・カラマツ等の人工林が27%、無立木地・その他が4%と天然林が豊かであることが特徴で、森林蓄積も天然林が人工林の約2倍となっているが、近年は、人工林の蓄積の増加が顕著であり、年齢別の人工林面積では、カラマツやトドマツは7～13歳級が主体で成熟期を迎えており、伐採量においても、人工林が全体の9割を占めている。

林業労働者数は、令和3年度現在4,208名で、人工林が利用期を迎え、伐採等の事業量が増加する一方で、機械化等による作業効率の向上が進んだこと等を背景に、平成25年度以降ほぼ横ばいで推移している。年齢構成別では、令和3年度の60歳以上の割合は31%と高い割合を占めている。

令和4年4月1日現在、加工施設は製材工場が157工場、木材チップ工場が188工場、合単板工場が17工場となっている。また、道産木材の自給率は平成29年から令和元年までは約60%で推移していたが、輸入材が減少する中、道産木材の供給量が増加したことから、令和2年度は66%、令和3年度は68%となっている。木材価格については、輸入材との競合などにより、長期的に横ばいで推移していたが、近年ではウッドショックの影響などもあり、上昇傾向で推移している。

2 森林資源の循環利用確立に向けた現状、課題及び取組方針

(1) 現状・課題

本道では、少子高齢化が進む中での森林づくりを担う人材の育成・確保や、森林吸収源対策による「ゼロカーボン北海道」実現への貢献など、森林・林業・木材産業を取り巻く状況が大きく変化している。中長期的には、これまで伐採の主体となってきた30年から60年生の人工林資源の減少が見込まれ、多様な資源を持続的に利用できる林業・木材産業の確立を図る必要がある。

(2) 取組方針

ア 森林整備の推進及び保全の確保

地域の特性に応じた森林の整備及び保全の確保を図るため、適切な森林管理体制を構築するとともに、資源の充実に向けた森林の整備や、多様で健全な森林の育成・保全対策等を推進する。着実な再造林の実施に向け、利用期を迎えた人工林の主伐に当たっては、公益的機能の確保に配慮した伐採を促すとともに、伐採後の着実な植林が行われるよう支援する。また、特に効率的な施業が可能な森林において重点的に再造林を支援す

る。

イ 林業の健全な発展

森林施業の集約化や作業効率の向上による森林施業の低コスト化を進めるとともに、安全・適切な施業を実施する林業事業体の育成、さらには、地域の森林づくりを担う人材の育成・確保を進めることにより、林業の健全な発展を図る。

ウ 木材産業等の健全な発展

新たな需要の創出などによる道産木材の利用の促進や、生産規模に応じた加工・流通体制の整備などによる木材産業の競争力の強化、さらには、特用林産物の生産の振興を進めることにより、森林資源の循環利用を推進し、木材産業等の健全な発展を図る。また、建築材などの付加価値の高い製品の安定供給を促進するため、品質・性能の確かな製品の生産施設や地域材の利用を拡大する加工施設等の整備を支援し、道産木製品の供給体制を構築する。

3 森林資源の循環利用により目指す地域の林業・木材産業の将来像

林業及び木材産業の適切な生産活動を通じて、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林づくりに伴い産出される木材を住宅や店舗、オフィスなどの建築物をはじめ、家具、日用品など様々な分野で利用するとともに、森林内に残された幹や枝などの林地未利用材の有効活用を促進するなど、道民生活に木材・木製品の利用が定着する「木の文化」が息づく社会の実現を目指す。

4 再造林の省力化と低コスト化に関する現状、課題及び取組方針

戦後植林されたカラマツやトドマツなどの人工林の8割が利用期を迎えており、主伐が増加傾向にある中、本道の伐採面積に対する造林面積の割合は全国の約3割を大きく上回る約8割と高い水準となっているが、人口減少に伴い造林作業従事者の確保が難しく、限られた労働力で今後増加が見込まれる主伐後の再造林を着実に進めていくためには、地拵作業の機械化や低密度植栽、植え付けが容易なコンテナ苗の活用による省力化・低コスト化の取り組みを進めるほか、クリーンラーチなどの成長に優れた苗木を活用し、下刈回数の削減など、保育作業の省力化にも取り組むこととしている。

5 林業経営体の現状、課題及び育成方針

本道では、人工林の利用期を迎え伐採量や造林量が増加傾向にある中、全国を上回るスピードで人口減少や高齢化が進んでいる。

本道の林業従事者数は、近年おおむね横ばいで推移しているが、苗木の植え付けや下草刈りなど造林を担う従事者数はこの10年で約3割減少しているほか、60歳以上の従事者の割合は31%と依然として高い状況にあることから、特に従事者が不足している造林や種苗生産をはじめとした担い手の育成・確保や、安全で安心な労働環境の整備など、林業経営体の育成に取り組む。

6 森林の経営管理の集積・集約化の現状、課題及び取組方針

本道の私有人工林面積における集積・集約化の面積割合は70%（令和元年度末時点）と、国の目標である「私有人工林面積の半数を集積・集約化」を既に達成しており、森林の経営管理の集積・集約化が図られている状況。しかし、道では、計画対象森林の周辺の森林をさらに取り込むこと等により、令和13年度の私有人工林面積における集積・集約化の面積割合を75%にすることを目標としており、今後も引き続き、森林経営計画の作成に必要な森林現況調査や境界の明確化、森林所有者の合意形成活動等を行い、森林の経営管理の集積・集約化を図る。

7 間伐の現状、課題及び取組方針

道内の人工林の8割が利用期を迎えているが、森林所有者の世代交代等により森林への関心が低い所有者が増加していることに加え、近年の物価高騰による森林経営意欲の減退などを背景に、手入れの行き届かない高齢級の森林整備が課題となっている。

このため、森林施業の集約化を図り、路網の整備状況を踏まえた高性能林業機械の効果的な活用や間伐材の有効利用など、傾斜等の自然的条件及び樹種や齢級構成等の地域の実情に応じた効果的な間伐を推進する。

8 路網整備の現状、課題及び取組方針

道内の人工林の8割が利用期を迎え、木材の搬出等を効率良く行うためには、高性能林業機械を活用した林地の傾斜区分毎の作業システムに対応した路網密度が必要であるが、現状の路網整備状況では、まだ十分とは言えない。

このため、幹線となる林道から派生する林業専用道（規格相当）や森林作業道を整備し、森林内の路網密度の向上を図るほか、既設路網の機能強化や長寿命化対策を推進する。

9 山村地域の防災・減災や森林資源の保全に関する現状、課題及び取組方針

近年、集中豪雨や台風等により山地災害が多発している中で、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策の充実がより一層求められている。そのため、ソフト対策として、山地災害危険地区等の山地防災情報共有体制の整備、山地防災情報の提供を行い、住民の山地災害に対する防災意識の向上を図る。

また、本道では、主伐後の確実な再生林を推進しているところだが、突発的に発生する森林病虫害の早期対策や増加傾向にあるエゾシカによる林業被害の軽減に向けた捕獲対策を進めることで、健全な森林の造成を図る。

さらに、森林保全管理対策として、森林保全活動の中心となって森林巡視等を行う森林保全推進員を養成するための研修及び推進員の認定並びに巡視用備品の配備を行う。

10 木材加工・流通の合理化等に関する現状、課題及び取組方針

道内においては、今後大径化した木材の伐採量の増加が見込まれており、大径木の有効利用や、建築材などのより高付加価値な木材利用を進めていく必要がある。このため、品質・性能の確かな製品の生産施設や地域材の利用を拡大する加工施設等の整備を行う。

また、近年では、輸送事業者の人手不足により、林業事業者が希望するスケジュールでの原

木輸送が難しくなってきたこと、今後、物流の2024年問題やコスト高等により、さらに原木の輸送が困難となる可能性があることから、林業事業者等が自ら計画的に原木を輸送できるよう、原木輸送用トラックの整備を行う。

11 木材需要の創出等に関する現状、課題及び取組方針

(1) 木質バイオマスの利用促進

道内の木質バイオマス利用量は、令和4年度、原木換算値で1,598千 m^3 であり、その内、FIT認定の木質バイオマス発電所での利用を除くエネルギー利用量の合計は590千 m^3 と、昨年度と比べると横ばいで推移している。

地域における木質バイオマスの利用を促進するため、木質バイオマスのエネルギー利用の普及啓発や利用施設の整備、チップ等の燃料製造施設の整備が必要となっている。

森林資源の循環利用や山村地域の活性化には、木質バイオマスの利用を引き続き推進していくことが必要であることから、木質バイオマスの供給施設や利用施設の整備を行う。

(2) 建築物等における道産木材の利用の促進

道では、これまで78市町村で164施設の公共建築物の木造化・木質化を支援したほか、市町村などが道産木材を活用し、地域にふさわしい木造公共建築物を整備できるよう相談窓口の設置や研修の実施など、木造化・木質化の推進に向けた支援を行ってきた。

また、道では、建築物等における道産木材の利用の促進のため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の改正に伴い新たに策定された国の基本方針に即して、令和4年3月に「北海道地域材利用推進方針」を改正するとともに、市町村に対し同様の方針の改正を働きかけ、建築物をはじめ工作物、各種製品など多様な分野での地域材の利用を推進している。

12 特用林産物の生産に関する現状、課題及び取組方針

本事業による取組予定なし。

13 林業と木材産業の連携に関する現状、課題及び取組方針

(1) 現状・課題

本道の林業・木材産業は、天然林資源を主体として活用し発展してきたが、近年、カラマツに加えトドマツも利用期を迎えており、現在、人工林材は伐採される木材の9割を占めるようになっている。これらの作業に従事する林業労働者は、平成25年度以降概ね横ばいで推移しているものの、60歳以上の割合が3割と高い状況にあることや人力作業の多い造林等の分野については労働者の確保が難しい状況にある。

また、本道には原木市場がないため、従前から複数の商社が素材生産業者、製材工場、プレカット工場などの原木・製材品等の流通を担っており、商社を介したサプライチェーンが構築されている。

(2) 取組方針

次のとおり、計画的な森林整備と木材の安定供給・利用促進に向けた、川上から川下に

至る一体的な施策の推進に取り組む。

ア 着実な再造林

森林資源を適切に維持・管理し、持続的な活用を図るため、森林情報の共有体制の構築や伐採後の着実な再造林をはじめとする計画的な森林の整備を推進する。

イ 原木の安定的な供給体制の構築

木材加工工場等で原料として使用する原木の安定的な供給体制を構築するため、高性能林業機械の導入に対して支援するなど、森林施業の低コスト化に取り組む。

ウ 林業事業体の育成

今後、増加が見込まれる伐採や再造林などの森林施業を着実に実施するため、経営体質の強化や森林づくりを担う人材の育成・確保を通じ、林業事業体の育成に取り組む。

エ 地域材利用の促進

本道の豊かな森林資源を有効に活用し、森林資源の循環利用を図ることや、「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、長期間炭素を固定することが可能な建築物をはじめ、様々な分野において地域材の利用を促進するとともに、木材加工流通体制の整備を進めるなど、木材産業の競争力の強化に取り組む。

14 事業実施期間

令和5年度～令和9年度

15 目標を定量化する指標

<木材供給量の目標>

(単位：千 m^3)

	令和3年度 (実績)	令和9年度 (目標)
木材供給量	4,546	4,802

※ 国産材の供給量について、直近年(度)の実績及び事業実施期間の終期等の目標を記載する。

目標	メニュー	指標	令和9年度 (目標)	
林業・木材産業 の生産基盤強 化	高性能林業機械等の整備	労働生産性 (m ³ /人・日) の増加率	—	
	木材加工流通施設等の整備	地域材利用量 (m ³) の増加率	20%	
	木造公共建築物等の 整備	木造化 (補助率 1/2以内)	事業費当たりの木 材利用量 (m ³ /百万円)	—
		木造化 (補助率 15%以内)		6
		木質化		—
	木質バイオマス利用 促進施設の整備	未利用間伐材等 活用機材整備	事業費当たりの木 質バイオマス利用 量 (m ³ /百万円)	50
		木質バイオマス 供給施設整備		20
		木質バイオマス エネルギー利用 施設整備		2
再造林の低コ スト化の促進	低コスト再造林対策	人工造林面積のう ち、人工造林のコス ト低減を図る取組 の面積割合 (%)	80%	

※ 上表の指標については、別表3に定める事項を記載することとし、事業実施期間の終了年度の目標を記載すること。